



飲食店は 「原則屋内禁煙」です

健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例により、一部の飲食店を除いて、店内(屋内)は原則禁煙となり、店内でたばこを吸う場合は、**専用の喫煙室**が必要です。大阪府では「原則屋内禁煙」に取り組む飲食店に対して、**独自の補助制度**を設けていますので、ご利用をご検討ください。

大阪府受動喫煙防止対策 補助制度のご案内

対象者 府内中小規模の飲食店

- 〈要件〉
- ①大阪府内で令和2年4月1日時点で営業している飲食店である
 - ②個人経営または中小企業経営(資本金等5,000万円以下)である
 - ③客席面積が100㎡以下である ※ただし、従業員を雇用しない客席面積が30㎡以下の飲食店を除く

対象事業

(1) 喫煙室設置等事業

補助対象: 喫煙室の設置などにかかる経費
補助額: 経費の3/4から国の助成金を控除した額
補助上限: 基準額300万円(補助額125万円)

※国の助成制度の対象であり、事前に国助成制度の交付決定を受ける必要があります。

(2) 全面禁煙化事業(令和4年度新規)

補助対象: 禁煙化に伴う改装などにかかる経費
補助額: 経費の3/4の額
補助上限: 基準額20万円(補助額15万円)

※既存の喫煙室の撤去が含まれる場合は、基準額が30万円になります。



詳しくは「大阪府受動喫煙防止対策補助金窓口」(公財)大阪産業局内 よろず支援拠点内 まで

TEL: 06-6266-1977

受付日時: 平日(月~金) 9:00~17:30 ※祝日・年末年始(12/29~1/3)は除く

住所: 〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館2階

URL: <http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/judoukitsuen/judokituenhojokin.html>



大阪府受動喫煙防止対策補助制度

補助対象となる経費

補助金を申請できる事業

(1) 喫煙室設置等事業

- ① 飲食店内での**喫煙専用室**の設置・改修
- ② 飲食店内での**加熱式たばこ専用喫煙室**の設置・改修
- ③ 飲食店敷地内での**閉鎖型の屋外喫煙場所**の設置・改修

※①②は改正健康増進法で定められた喫煙専用室等の基準に沿った仕様とする必要があります。

③は「ユニットハウス」や「プレハブ」等、床、及び天井で囲まれた閉鎖系の仕様が補助対象となる仕様です。

補助対象となる費用：①～③の設置改修にかかる経費のうち、**工費、設備費、備品費、機械装置費** など

(2) 全面禁煙化事業

- ① **全面禁煙化**にかかる改装等

補助対象となる費用：①にかかる経費のうち、**壁紙の貼替等の工費、客席で用いる備品費**など

※(1)(2)は、申請した日の属する年度内に、工事完了、工事事業者への支払等をすべて完了し、翌年度の4月10日までに事業実績報告を行う必要があります。

補助金の計算例

設置費用が200万円の喫煙室を設置する場合

国助成金：100万円 (200万円 × 2/3 = 133万円 → 国助成金上限額100万円)

府補助金：50万円 (200万円 × 3/4 - 国助成金100万円を控除 = 50万円)

自己負担金：50万円 (200万円 - 国助成金100万円 - 府補助金50万円 = 50万円)



申請書様式・相談先

府補助金申請書類はこちら

大阪府ホームページ
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/judoukitsuuen/judokituenhojokin.html>



府補助制度の申請相談はこちら

大阪府受動喫煙防止対策補助金相談窓口 (公財)大阪産業局 よろず支援拠点内

連絡先：**06-6266-1977**

受付日時：**平日(月～金) 9:00～17:30**

※祝日・年末年始(12/29～1/3)は除く

住所：〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館2階